

福 警 備 第 1 1 1 4 号  
令 和 3 年 7 月 9 日

福岡県建築都市部建築指導課長 殿

福岡県警察本部警備部警備課長

ドローン等の飛行時における各種法令及び手続きの周知について（依頼）

平素より、各種警察業務にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨今、ドローン等の航空技術の発達に伴い、各種機関・企業においても、ドローン等を活用した運用が推進されている一方で、ドローン等の飛行時における各種法令及び手続きを知らずに飛行させ、法令違反までには至っておりませんが、指導・警告を行った事例が複数発生している状況であります。

ドローン等を飛行する際には、「航空法」による規制だけでなく、飛行する場所によっては、「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（以下「小型無人機等飛行禁止法」という。）」による規制もあり、各規制に応じて必要な手続きを行わなければなりません。特に「小型無人機等飛行禁止法」の手続きが行われていない事例が散見されております。

ご参考までに、別添のとおり情報提供いたしますので、関係機関・協会等の皆様へ周知して頂くようご協力お願いいたします。

（本件担当）

福岡県警察本部警備部警備課危機管理対策室

テロ・雑踏対策係（代表 092-641-4141）

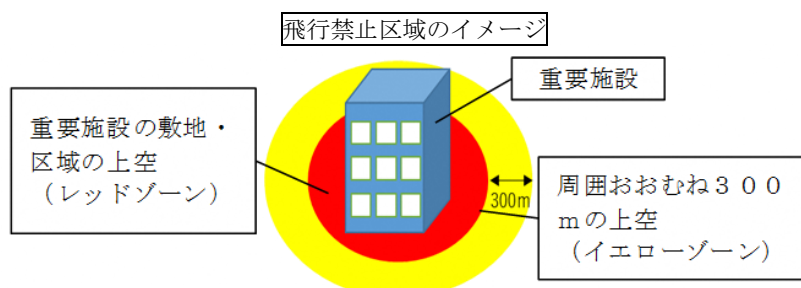
課長補佐 小野 貴理 （内線 5742）

係 長 榎 直也 （内線 5744）

## 小型無人機等飛行禁止法の概要及び手続について

### 1 小型無人機等飛行禁止法とは

重要施設の敷地・区域の上空（レッドゾーン）及びその周囲おおむね300メートルの周辺地域の上空（イエローゾーン）におけるドローン等の飛行を原則禁止とする法律です。



### 2 対象となるドローン等

全てのドローン等が対象です。

※航空法の規制では、200グラム以上のドローン等が対象となりますが、本法では重量による除外はありません。

### 3 福岡県内の対象施設（令和3年7月時点）

	施設名	住所
1	航空自衛隊春日基地	春日市原町3丁目1番地1
		春日市春日公園6丁目2番地
		福岡市博多区大字東平尾小島1024
2	航空自衛隊築城基地	福岡県築上郡築上町大字西八田
3	航空自衛隊芦屋基地	福岡県遠賀郡芦屋町大字芦屋1455番地1
4	情報本部太刀洗通信所	福岡県朝倉郡筑前町下高場1376番地2
5	福岡空港	福岡市

### 4 飛行禁止区域で飛行するための手続き（適用の除外）

原則飛行禁止ですが、

①土地所有者等の同意

②飛行の48時間前までに関係機関への通報

を行えば飛行することができます。

関係機関への通報は、

- 重要施設の管理者
- 管轄する警察署
- 海域を含む場合のみ第7管区海上保安本部

をお願いします。

### 5 上記手続きを行わずにドローン等を飛行させた場合

#### (1) 警察への通報

重要施設がドローン等の飛行を発見次第、警察に通報をします。警察では、飛行事実の確認のため、使用者を本署へ同行し、事情聴取等を行いますので、その間、作業が中断等となり、皆様の業務に大きな支障を来すことになります。

#### (2) 罰則の適用等

レッドゾーンでドローン等を飛行させれば、小型無人機等飛行禁止法の罰則（50万円以下の罰金）が適用されるとともに、重要施設への影響（空港の滑走路が一時間閉鎖など）を与えた場合、損害賠償を求められる可能性もあります。